番号

1.

ダンプ規制法第 12 条団体に該当するのは、(社) ダンプカー協会と建交労ダンプ支部 (所属分会含む) です。下記工事においても、当組合所属ダンプに対する「使用促進措置」がとられるよう申し入れます。

なお当組合は、発注機関に対しては「入札契約適正化促進法」に基づく、首尾一貫 した請負者指導を求めているところです。

項目

今日の世論では、企業の社会的責任(CSR)も強調されております。「ダンプ交通 安全対策」は、内閣総理大臣が責任をもってすすめている重要課題です。当該工事に おいても、法令遵守に配慮した対応を求めるものです。

1. (大阪 I R事業用地液状化対策工事)

(回答)

- ・ I R事業用地における液状化対策工事については、I R事業者の責任により請負先を選定・決定し、請負先の建設会社が工事を施工しているところです。
- ・ 大阪府・市においては、請負先や下請負先の選定について契約自由の原則の観点から特 段の規定を定めているものではありません。
- ・ 一方、IR事業者に対しては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に 関する特別措置法」など関係法令の遵守を求めております。

担当

IR推進局 推進課 調整グループ 電話:06-6210-9235

大阪港湾局 計画整備部 工務課 (環境保全担当) 電話:06-6615-7831